

町政のここが聞きたい

平成17年12月定例会一般質問に11人の議員

◎平成十八年度予算編成方針は

【A】費用対効果を考慮して



濱中武仁議員

本町の基金のうち約十二億六千万円ある財政調整基金は約五億円を使い、平成十七年度末には約七億六千万円に減り、減債基金、公共施設等建設基金、福祉基金等は二分の一、三分の二になつてしまふ。

地方分権、財政強化のための合併であるにもかかわらず、先行きが案じられる。行政改革大綱の中で示されている事務事業の見直し、事業の評価をどのように考え、平成十八年度予算編成に当たり、どういった数値をもつて反映するのか、軒並み

に減った各種基金を今後どうしていくのか、また政策的な重要課題についてどう取り組むのか、方針を伺う。

答弁（町長）

本年度のペースで財政調整基金を取り崩せば、平成十九年度には基金は底をつく所まで来ている。作成中の第一次総合計画、過疎計画や各種計画との整合性の確保、行財政改革との関連からの事務事業の見直し、行政サービスの充実、合併調整がなされていない事業の調整などを念頭に、歳出削減を実施しながら、最終的には九十億円程度の予算に絞り込むことが必要と考えている。

基金の取り崩しを大幅に押さえ、起債の発行残

高を減少させるなど、後年度負担の軽減を大きな目標とし、政策課題に積極的に取り組むと共に、各事業の必要性、緊急性、費用対効果を検証しながら平成十八年度の予算編成に取り組んでいく。

◎予防接種法に関する

政省令改正後の対応は

【A】年度内接種を勧める



新年度予算ヒアリング

来年度より実施される麻疹・風疹予防接種は、予防接種法の改定により麻疹・風疹混合ワクチンを接種することとして対象年齢も変更される。今年度中は生後十二カ月から生後九十九カ月まで有効であり、自治体の費用負担で受けられるが、四月一日からは、生後二十四カ月までしか適用されない。四月一日の時点で、生後二十四カ月以降の未接種の児童は切り捨て

られる事になる。国では、今年度中に接種を受けるよう「積極的勧奨」を行うようとしているが、四月一日以降に定期接種の対象外となってしまう子ども達への救済措置を本町ではどのように考えているのか。

答弁（町長）

予防接種法が改正され、来年度から麻疹・風疹予防接種の対象年齢が変更されるが、改正によつ

て四月以降に予防接種対象外となる子どもも数多く出ることから、十一月には対象外となるすべての子どもの保護者に、年度内接種勧奨の案内通知を発送した。一月中には未接種児の保護者に対して再度、接種勧奨の連絡を行う予定である。

今回の法改正は、麻疹・風疹が幼児期の早期に罹患することが多いため、なるべく早期の接種が望ましいという観点によるものだが、これ以外の通常の定期予防接種が適切な時期に接種されているかどうか也十分に把握し、健診時などの機会に周知徹底を図っていき



◎現行の条例等の判断基準は

**▲町民に直接影響を
及ぼすものは制定**



秋田和幸議員

答弁（町長）

現在の制定状況は、条例二百十三件、規則二百六件、要綱、要領、規程等の訓令等二百十三件、内規九件、合計六百四十一件で、例規集には、事務的な内規を除く全てを掲載している。本町の公文規定には、明確な判断基準を定めていないが、法令として、条例、規則、規程、計画や告示の一部、法令でないものとしては、要綱や通達、指針などがあるが、各制定状況を明らかにし、情報公開の観点から、各種要綱等も全て掲載すること、及び現行の立法化の判断基準について伺う。

◎「要綱」の告示は

▲揭示場及びホームページで公開

行政の説明責任や情報公開の観点からも、要綱行政から脱却していく必要があり、さらに、要

綱を制定・改廃した場合、特に、町民と密接に関連する要綱は告示の必要があると考えるが、町長の認識と見解を伺う。

答弁（町長）

要綱制定の事務は、県及び中部各町共同での要綱案、類似の条例、規則を有する自治体の情報を

収集し、原案を作成し、予算を伴うものについては財務担当課と協議し、担当者の審査を経て決裁の手続きを行っている。また、要綱制定後は、各庁舎の揭示場への公表を行うと共に、ホームページでも公開している。

◎条例に基づかない

報酬等の支出は違法では

▲予算策定に向けて整理

福岡地裁で「条例に基づかない附属機関に対する公金支出は違法」の判決が出たが、「附属機関」と「私的諮問機関」との違いはどこにあるのか伺う。

答弁（町長）

現行の規則、要綱等で設置されている附属機関が存在するのか、福岡地裁判決の内容に照らして、本町では要綱等で設置している付属機関に対して報酬や費用弁償を支払っている付属機関に対して報酬や費用弁償を支払う。

私的諮問機関である。

私的諮問機関の委員への報酬の支払いは問題があり、平成十八年度予算策定に向けて整理を行い、条例に基づかない委員の報酬は、役務の提供に対する対価としての報償費の支給にするなど整理を行う。

◎条例等の立法指針策定の

必要性は

▲中部各町とも連携し研究

先進地の立法に関する指針をぜひとも参考にし、本町の条例等の立法指針を策定すべきと思うが、どの様に考えているか。

併せて、要綱行政からの脱却が急がれるとの認識から、要綱については、その制定・活用についての指針がすぐにでも必要と思うが見解を伺う。

答弁（町長）

地方分権一括法の施行



湯梨浜町例規集

により、各自治体がそれぞれ専門家を育成して対応すべき時期が来ていると感じている。

指針を早急に策定して対応するべきと考えるが、単町での策定となると、職員の能力、技術的な問題もある。

今後、中部各町とも連携を取り、高知県の立法指針等も参考にしながら研究してみたい。また、要綱指針の策定についても合わせて研究してみたい。

Q 小中学校の登下校の

実態把握と対策は

A マニュアルを作成し対応



平岡将光議員

先日広島市、栃木県の児童殺害事件後、町内の学校では、児童・生徒の安全に危機感を持って対応しているのか、改善すべき点はないのか。また、通学路の安全を守る取り組みでは、個々の対策が形式的になっているか、犯罪防止に役立っているのか、緊急に点検されたいと思う。

答弁（町長）
学校安全マニュアルを

教育委員会が作成しているが、その基本方針は、

①児童・生徒の安全を第一とし、学校内外において万全を期する。②緊急時の情報伝達体制、役割分担等、具体的に組織の充実を図る。③関係機関との連携を密にし、緊急時における支援協力体制を整えるとしている。

マニュアルの改善が必要であれば、各小・中学校と協議をして進めるように指示している。

答弁（教育委員長）

各小中学校のPTA、学校長とも不審者に対する対策について協議し、通学路の街灯の点検を実施している。

警察との協議・連携は、「子どもかけ込み——〇番」を中心に、緊急時に

児童・生徒が安心して、すぐに助けを求めることができるよう、通学路沿線を中心に、ご協力いただける商店や家庭を増やすための要請行動を行っている。



児童の登校風景

Q 認知症高齢者の予防と対策は

A 地域包括支援センターを

中心にして

要援護老人に占める在宅認知症老人数は、平成

十年が十八・八％、平成十三年が三十六・〇％で、高齢者の五・二％が在宅認知症老人で年々増加している。

認知症高齢者入所の現況を伺う。

認知症の高齢者に化粧をすることで、口紅の色にこだわりを持つようになり、忘れた記憶を思い

出したり、食欲を取り戻したりするなどの治療に貢献できた事が紹介されていたが、本町での事例があれば伺う。

答弁（町長）

認知症高齢者入所の現況は、中部地区にグループホーム数は十五施設あり、本町からの入所者数は十七人である。

家庭では、本人が感動できる場を提供し、喜びを感じられる趣味などで、居心地もよく、大切にされていると実感できるようなにしてあげられることが大切である。

来年度からは、地域包括支援センターを立ち上げ、地域全体で支援する体制に取り組んでいきたい。

Q 地域で支える高齢化社会対策を

A 生きがいづくりの活動を推進

鳥取県は全国で八番目に高い高齢化率で二十三

％、県内の市町村では四十％を超えている町もあり、高齢化の進展は恐るべき現象であり、本町においても二十五・三％と例外ではない。

高齢者の経験、知恵などを活かし、地域の住民で支え合えるような地域社会が必要だと思うが、町長はどう思っているか伺う。

答弁（町長）

湯梨浜町総合計画では、異年代交流として、公民館単位でのスポーツや料理・文化教室などの交流事業、保育園や小学校行事、地区運動会、地区敬老会等の事業への参加を継続として掲げ、高齢者の社会参加による生きがいづくりの活動を推進していきたい。



高齢者活動

◎今後の財政見通しは

▲現在計画を策定中



寺地章行議員

合併前に、合併をした場合としない場合の財政計画について、平成二十六年、また平成四十一年までを検討した経過があるが、一年過ぎた今、健全財政見通しについて伺う。

また、調整を要する場合、適宜発表されるか伺う。

現在、第一次湯梨浜町総合計画が策定中であるが、財政計画では合併後十一年間の投資計画は二百四十億であり、うち、町づくり計画の主要ハード事業として三十四項目、約八十五億円、百四十二

し、早い機会に議会へ報告をしたい。バランスシートを作成は、財政状況が健全かどうかの判断をする手法で、公営企業会

計は作成しているが、一般会計は作成していない。今後財政状況を含め、整理・公表することを検討したい。

◎梨産業を中心とした活性化策は

▲二十世紀梨導入百年

記念事業を行う

項目、約八億円がソフト事業として予定されていたと思うが、どう織り込んでいくのか。また、財政規模としてどうか。年度間の資産、負債の動きを見るためにも、自治体全体のバランスシートを作成する考えはないか伺う。

答弁（町長）

一般会計の当初予算百二十七億六千二百万円に對して、町づくり計画百二十四億二千六百万円で

あり、合併特例事業や物件費、扶養費など二・七％上回っている。反面、基金残高は十三％の減少となっている。地方交付税の確保、税源移譲の確保を国や県に要望していく。事業の計画査定作業を進め、財政推計を

農水産業など産業と観光を結びつけた事業の推進が町の発展のもとであり、町の総合力を高めるため是非必要である。プロジェクトチームを作る

か、プロデューサーを雇用していくかなど、どのようなアプローチを考えているか。

本町にとって、二十世紀梨産業は大きな資源・資産であるが、後継者、生産量とも減少している。

二十世紀梨の導入百年を機に、将来が展望出来るような力強い発信、記念イベントは考えているか。

自然環境と人間味あふれる地域との国際交流や文化、芸術的アプローチの一つとして、教育上の刺激や魅力ある町づくりが出来ないか。また、国際芸術村構想の具体化は考えているか。拠点が出来ないか。

答弁（町長）

観光客の旅行ニーズは見るだけの観光から、地域にある資源に誇りを持ち、本町ならではの着地型旅行へとシフトしている。

湯梨浜町の誇り百選は地域資源を再確認し、魅力

力を発信していく、地域に根付いた文化、特産品を結びつけ、県の観光リーダーネーターの支援を受けて進めていく。

二十世紀梨産業がさらに力強い産業となるようPRし、式典は、生産振興関係の意見を聞きながら内容を詰め、記念事業を行う。

「長期滞在型芸術村」構想を検討するには、自然、景観、文化、施設を有効利用しつつ、国内外にアピールしていくことが肝要である。隣接市町と広域的な取り組みを相談し、調査研究していきたい。



二十世紀梨百年樹

◎ 幼保一元化に伴う施設整備は A 次年度を目途に総合的検討



入江 誠議員

ている保育所も出てきている。施設が手狭になったり、老朽化が進んでいく現状の中で、今後どう施設整備をしていこうと考えているのか伺う。

答弁（町長）

羽合幼稚園については昭和五十六年度に五才児を対象に開園したが、平成十五年度からは選択性により、三才児から五才児までに入園年齢を拡大

湯梨浜町が誕生して早や一年二カ月が経過し、平成十八年度予算編成への方針検討の時期になるうとしている。

限られた財源の中での有効的事業推進をどう展開していくかのビジョンが明確ではないように感じる。

平成十五年度から導入された幼保一元化政策に伴う選択性において、幼稚園への三才児・四才児の入園が実施されている。幼稚園の中には、定員の約二分の一の園があったり、保育所においては、定員を十数名オーバーし



羽合幼稚園

している。三才児・四才児では昼食後の午睡が毎日あり、午睡の布団スペースの確保など敷地と同様に施設規模においても手狭であり、老朽化も進んでいる状態である。

四月の羽合小学校開校に伴う跡地活用についても、一部を改修して保育所や幼稚園に利用できるかどうか、あるいは、新たに建築したほうが経済的かどうか、保育所の老朽化と少子化が進む中、より効果的な運営を目指して、次年度中を目途に総合的に検討していきたい。

羽合分館図書室



建設中の羽合小学校



◎ 開かれた学校運営と 安全対策は

A 町ぐるみで見守る体制を整える

現在本町では「地域に開かれた学校」といった基本理念に基づいて学校運営がなされていると思う。

湯梨浜町の子どもは町全体で教え、育むものだと考え、各学校で実施されている「学校公開」などの事業は有意義で必要であると考えている。

しかし最近、全国的に発生している児童・生徒

を巻き込む事件を頭に入れながら教育施設の現況を検討してみる時に、一方では「開かれた学校」といいながらも、安全対策との整合性を考えると行き詰まりを感じる。

春に開校する羽合小学校に併設される図書館での一般住民との共用施設利用などの安全対策はどう考えているのか伺う。

答弁（教育長）

学校を知ってもらっためには、住民がいつでも学校を訪問し、教育活動を見ることができればならない。

一方で、子どもたちの安全が脅かされる事件が全国で発生しており、学校の安全管理についての住民の関心も高まっている。

不審者対応の研修会の開催や小・中学生全員への防犯ブザーの配備、防犯パトロールの実施をしている。

今後はPTA等と協議しながら、住民の皆さんにも協力いただき、町ぐるみで「子どもを見守る体制」を整えていきたいと考えている。

羽合小学校の図書館などの複合施設では、防犯カメラの設置や司書室にスクールバス運転手の常駐などの対策を考えている。

旧東郷町の会計処理誤差は

A 最終的には突合を確認



浦木 靖議員

旧東郷町時代の一般会計において、約百三十万円の現預金不足が生じているが、次の点について伺う。

① 誤差の原因をいつ確認されたのか。

② 帳簿の調査なくして、正否検証が可能であったのか。

③ 誤差の内容はどうであったのか。

④ 誤差の金額を、封筒に現金を入れて長期間保管していたとすることであるが、どこに保管していたのか。いつの時点で気が付いたのか。

この問題は旧東郷町時

代の誤差を新町が引継ぎ、それを説明できず、それを誰にも報告しないで、誰か個人が補填し、帳尻を合わせ、議会において決算報告をしてしまったのではないかと考えるがどうなのか。

答弁（町長）

旧町村からの引継ぎ分を含む平成十六年度決算については、事務手続きの遅れ等から町民の皆様をはじめ議員の皆様にも、ご迷惑やご心配をお掛けしましたことを改めてお詫び申し上げます。

出納事務は、人員を一名増員したこともあり、現在順調に処理しているが、二度とこのようなことがないよう、私と助役を二ヶ月間減給処分した。



東郷庁舎

平成十六年度随時監査報告書の内容は、平成十六年九月末現在の旧町村各会計及び歳計外現金に係る銀行未達等の処理顛末である。

その結果並びに所見は「旧東郷町の九月末現在会計について、現預金在庫高と財務会計残高に百二十九万五千八百三十二円誤差が認められるので、精査の上、速やかに措置し、善処されたい。」という報告であった。

最終的には、平成十六年度決算に合わせ整理し、七月十五日に帳簿、証憑、現金の突合を確認できた。

答弁（助役）

① 誤差があるということを知ったのは一月の中頃だろうと思う。その後四月七日から十二日に実施された臨時監査により百二十九万余の誤差がはつきりした。

② 旧町時代のものを調べていないということについては、不突合なのは

現預金の有高で、通帳などを整理し、預金なり現金が出てくれば、それで合致したということになると判断したものだと思っている。

③ 預り金ではあるが、公費の部分ではなく、職員生命保険料などのお金を出納が便宜上預かり払っていたものである。

④ 出納室の金庫室の中のロッカー等に保管してあった。四月の二十日過ぎくらいに発見した。



羽合庁舎



決算書

◎次世代育成支援の取り組み

【A】年度末までにチエックする

と実施状況は



議員 祐子 見會

午後七時まで延長することとはできないか。

また、預かる場所もクラブ施設内にはどうか。

答弁（町長）

女性の就労率が八十四％である状況の中で、共働きをしながらの子育ては大変である。「ゆりはま子育てプラン」が策定されているが、現在の実践状況はどうなっているか、対応に温度差を感じ

る。

放課後児童クラブは百七十六人が登録し施設の閉所時間は午後六時となっている、保育所の延長保育は、年間千二百七十七名の利用があり、施設の閉所時間は午後七時三十分である。このことから平成十八年度就学児の放課後クラブの閉所時間を

までだが、放課後児童クラブは比較的高い年齢であることから午後六時までとしている。



ファミリーサポートセンター提供会員研修会

◎ホームページの更新は

【A】各課から情報を発信

多くの町民が利用しているホームページであるが、情報広報の媒体としての位置付けの認識がないのではないか。

健康推進課は情報公開がなされているが、その他の課は住民が必要とする情報が発信されていない。簡単にわかりやすく表示できないものか。

また、防災無線の原稿をリアルタイムにホームページに掲載できないか。担当課からのニュースやシステムの変更のない更新などは、職員でやれ

るのではないか。

答弁（町長）

合併当初掲載したものに各課から新情報を追加しているが、情報公開が行き届いていない部署もある。

公共施設の予約情報は電子自治体構築と合わせて検討する。防災無線放送の原稿書き込みは、何らかの形で各課から情報発信していく。ホームページの更新は新情報掲載システムを研修し、管理するよう指導する。

◎平成十八年度介護保険制度

改正の内容と対応は

【A】元氣なお年寄りを増やす努力

介護保険の総費用額は給付の伸びに伴い増大し、平成十二年度に比べて倍額である。

施設サービスの被保険者負担増は、住民に大きな経済的負担を強いている。在宅介護が理想であるが、経済的、人間関係

や家族構成などから、思いどおりにいかないのが現状である。予防介護制度が導入されるが、具体的なプランはあるのか。

介護保険の認定を受けなお年寄り、特に一人暮らし、二人暮らしの場合、サービスはどうなるか。また保険料の見直しはあるのか。

答弁（町長）

介護保険法の改正内容は要介護区分の変更、新予防給付および地域支援

事業の実施、地域密着型サービスの創設、利用者負担額の見直し、事業者の情報公開義務である。

新予防給付は要支援の方の介護状態の軽減や悪化防止サービスの実施であり、筋力向上トレーニング、転倒骨折予防、低

栄養改善、口腔ケア、閉じこもり予防などを導入する。筋力パワーリハビリ、健康運動指導、栄養改善指導を取り組み、元氣なお年寄りを増やすよう推進する。地域包括支援センターで地域支援事業として見直しを図る。

介護保険料は、介護保険事業計画推進委員会にて介護サービス内容と合わせて検討中であり、一月には仮保険料を提示できる予定である。

◎赤潮被害の支援を

【A】県に合わせ支援助成



竹中壽健議員

考えているか。撒布剤を各漁協に配置されるようであるが、町としての体制はどうするか、ポンプ購入支援についての考えを伺う。

答弁（町長）

八月下旬に発生した赤潮被害は泊、宇野地区で壊滅的な状況である。共産党議員団は町、県に対して支援要請を行った。

赤潮により泊及び宇野海岸のアワビ・サザエ等の磯根資源が壊滅的な被害を受けた。発生後直ちに県担当部局に対応を要請したほか、県議会主要会派等へ要請を行った。

これに対して、県は『アワビ・サザエの種苗購入費の一部助成、稚苗の増産に対する助成を検討する。』『有害赤潮プランクトン被害防止対策マニュアル』を作成し、発生時の初期応急防止策を講ずる』とされているが、種苗の購入費の助成について、町としての具体的な支援策を伺う。

赤潮発生時の体制、対策について、どのように

赤潮発生時の緊急連絡体制などの整備、強化を

図るため「有害プランクトン被害防止対策マニュアル」を作成中であり、町としてこのマニュアルに従って、被害防止に向けて取り組む。撒布剤、ポンプの購入等は関係機関と協議し検討する。



赤潮被害

◎羽合小学校の通学路は安全が

【A】安全確保に努める

羽合小学校は平成十八年四月に開校される。児童たちの通学路の安全確保は不可欠である。

①スクールバスは宇

野・橋津北部地区の児童が対象ということであるが、新川・浜地区のように耕作地域で人通りも少ない危険性の高い地域では、二キロメートル以内でもスクールバスを運行すべきである。

②歩道・信号機・横断

歩道・街路灯等の設置状況はどうか、特に田後上浅津線は田後の児童百六十七名が通学する、横断歩道と信号機を設置するよう、強く公安委員会に要請されたい。

③全国各地で子どもの命を奪う事件が起きている。保護者・地域・学校・行政の連携した対策が急がれる。安全対策についてどのように考えておられるのか伺う。

答弁（町長）

①学校から二キロメートル未満は徒歩通学、二キロメートル以上はバス通学を考えている。橋津北部・宇野地区はマイクローバスの運行を計画しているが、浜・新川地区は徒歩通学としたい。国道九号横断については関係機関と協議し、安全な通学環境づくりに努めたい。

②歩道の整備は予算の関係もあり、既設歩道を最大限利用し改良したい。信号機・横断歩道は警察署と協議し、公安委員会

に要望し、街路灯も県に要望しているが、街路灯が設置されない場合は、町単独で検討したい。

③中部地区では不審者の出没の例もあり、現実問題として受け止めている。地域で見守る体制づくり、通学路施設整備を行っていく。HCVや防災無線を利用しての情報の共有、ボランティア育成など防犯意識の高揚、関係者と連携し総合的に取り組んでいく。



羽合小学校通学路
（久留地内）

Q徴収は町民の側に立って

A減免規則の周知を図る



増井久美議員

ないための施策を拡充させること。

答弁（町長）

国保の滞納世帯に対して安易な「資格証明書」「短期保険証」を発行せず、滞納世帯と話し合いを持ち、少しずつ支払ってもらうような措置をとること。

平成十六年に五百八万四千円という差し押さえが中部広域連合によって行われたが、滞納者と話し合いがなされたのか。滞納処理を中部広域行政に任せるべきではないと思うがどうか。

窓口一部負担金の減免制度をつくること。また申請減免を充実させること。国保税の引上げをし

ながらやっていく。

一部負担金を減免すると国保税に転嫁することになり、公平性にも問題が生じるため制度の創設

は考えてない。国保税を引き上げないためにも各種検診の充実など健康づくりに努める。

Q介護保険制度の充実を

A十分検討して対応

来年度見直す介護保険料は、引上げをしない努力をしていただきたい。

保険料設定の所得第二

段階を中心に免除減免を行い、所得に応じた多段階の保険料体系導入に道を開くこと。

施設利用者のホテルコ

スト、食費の全額負担を緩和すること。また、「限度額認定書」対象者であることを通知すること。

「新予防給付」実施に当たっては十分な検討準備を行い、体制が整うまでは実施しないこと。

地域包括支援センター運営協議会構成員の選定に当たっては公募等の措

置をとり、審議は公開し、利用者・住民・事業者の意向が反映できるようにすること。

制度が変わり、住民からの苦情・相談はどの程度あったか。

答弁（町長）

一月開催の推進委員会には仮保険料を提示できるよう準備中である。

減免は条例に基づいて行う。多段階の保険料導入については、平成十八年度より現行の第二段階を二つに細分化される見直しもあり検討したい。

居住費・食費を町が一

部負担すると、介護サ一

ビス給付費が増え保険料に影響するため考えていない。「新予防給付」の実施については十分に検討し実施する。

運営協議会は準備会として介護保険事業計画の推進委員にお願いしてお

り、これには公募の方も入っている。内容も情報公開条例に基づき実施する。

十件の相談があり、制度内容を説明し、納得していただいた。

Q子育て支援の一層の充実を

A関係機関と協議して

乳幼児医療費就学前ま

での助成と窓口負担の完全無料化は。

すべての保育所の調理

室をセンター化すると言われたが、その根拠は。

保育所は指定管理者制度導入をせず直営にし、長瀬保育所は社会福祉協議会を指定管理者とすべきではないか。

三十人学級の導入を全学年に広げてはどうか。

答弁（町長）

財政事情もあり、単独では難しく、県の動向を

見守りたい。

保育所給食の外部搬入は法的には認められると思うが反対も多く、今後関係機関と検討したい。指定管理者制度については、担当課ごとに判断資料となる調査書を作成している。

三十人学級は財政や学級の実態に合わせて実施していく。町独自では小学校三十四人以上、中学校では三十六人以上を対象に考えたい。



町の活性化と安心して

暮らせる町にするために

A まちづくり百人委員会を設置



酒井幸雄議員

活力あるまちづくりや安心して暮らすことのできる町にするには、町長の行政経営に対する基本理念に「主役は住民」という強い姿勢が必要だが、見えてこない。基本理念を伺う。

特に観光・産業・保健福祉の分野は、住民と一緒にになって事業を推進しなければ効果が出ない。合併して、本町はたくさん素晴らしい観光資源を持つ町になったが、それを活かし、住民が儲ける型が見えてこない。

子育てや介護保険事業でも住民と一緒に

事業推進することにより、住民負担を減らすこともできるが、住民にアクションをかけているのか。社会教育も含め、「住民のやる気」にどのような行政が火を付けようとしているのか伺う。

答弁（町長）

まちづくりは住民の参画が必要であり、七月に住民参画のまちづくりを推進するため「湯梨浜町まちづくり百人委員会」を設置した。

「元気な地域づくり」「教育文化」「健康福祉」「生活環境」の四分科会を開催し、住民が主役で参画できるシステムづくりと活気ある町を創造し、各部会で検討している。

観光産業は、他に誇れる資源を掘り起こし、地



和太鼓教室（泊クラブ）

元しが味わえない地域密着型の旅行形態を構築することが不可欠である。地域の皆さんの意見を聞きながらプラン作りを行いたい。

価値観が多様化する中で、福祉の取り組みも環境も変わりつつある。「共に生き、支えあう社会」づくりを進めていくため地域住民の参画推進、官民協同の実現、ともに生きる地域づくり、人権の尊重、男女共同参画を柱に地域福祉計画を検討している。

答弁（教育委員長）

核家族化が進行し、年齢構造や世帯構成の変化により家庭・地域の養育力の低下や子どもを取り巻く環境は大きく変化し、各世代間のコミュニケーションが取れない状況である。

その状況の中で、社会教育法の規定に基づき、社会教育行政は毎年「社会教育計画」を定め、生



観光資源（東郷湖）

カローリングに挑戦
（湯梨浜文化大学）



涯学習社会実現に向け、家庭・学校・地域の連携と、学習をとおして自己実現を図れる町づくりを基本方針とし推進している。

町民のニーズを的確にとらえ、今まで以上に町民との関わりを深め、コミュニケーションが取れる体制整備を図っていき

◎食育基本法の実施状況は

【A】全体的な推進体制はこれから



村中隆芳議員

七月、食育基本法が施行されたが、是非町においても推進計画、推進運動を具体化して頂きたい。

多くの識者も食育の大切さ、食の乱れによる社会の歪みを指摘し、最高最善の予防医学であるとも言っている。

地方公共団体には国との連携を図りつつ地域の特性を活かした自主的な施策を策定し、食育を推進していくことを義務づけている。

基本法を受けて町はどう取り組まれているのか。今後の取り組みをどう展開されていくのか伺う。

答弁（町長）

食育における全体的な推進体制は、まだできていないが、家庭での食生活改善や食の安心・安全と食農分野での推進などが展開されている。

中央農協が「あぐりキッズスクール」を町内に



あさひ保育所調理室

において開催され、梨の小袋掛け等、体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性を学んでいる。

町では、国・県の計画策定決定を受けて、食育の推進に関する施策についての計画を作成する。

町では、国・県の計画策定決定を受けて、食育の推進に関する施策についての計画を作成する。

◎合併後の町有財産の扱いは

【A】管理整備している

平成十六年度の決算審査意見書に、財務規則に則り、台帳整備等管理体制を整備され、適正を期されたいと監査指摘があった。

合併後の財産台帳はできているのか、合併前と合っているのか、管理はどうなっているのか、その差異について伺う。

答弁（町長）

町村合併後の土地及び建物・備品は旧三町村か

答弁（教育長）

子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、また、保護者や地域の方々にも食の大切さを理解していただくため、本年度は東郷中学校と泊小学校を中心に食育推進事業を実施している。

町の台帳を引き継ぎ、管理・備品台帳も整備している。土地・建物については、台帳に図面等が併せて管理していないので、今後台帳と整合を図るよう作業を進めている。

いずれも平成十六年度の決算書において報告した面積と一致している。土地の増加分は、買い取りや開発行為などによるものであり、建物は東郷小学校の新築などによるものである。

土地の増加分は、買い取りや開発行為などによるものであり、建物は東郷小学校の新築などによるものである。

町村合併後の土地及び建物・備品は旧三町村か

管理については、財務規則・役場連絡用自動車

管理規定に基づき行っている。

◎現在の財政状況と今後は

【A】経常経費の節減で対応

現在の借金（町債）と余剰金（基金）の有り高はいくらか。

平成十八年度の償還はどれくらい考えているのか。

平成十八年度予算に当たっては事業の優先順位を決める指針を作り、住民の誤解を招かないようをお願いしたい。

答弁（町長）

現在の町の起債の残高は、平成十七年度末一般会計が百六十六億八千万円であるが、後年度の交付税措置額を除くと起債の残高は百六十六億二千三百万円と推計している。

特別会計は百十六億二百万円である。同様に交付税措置を考慮すると、

残高は相当軽減される。

基金の残高は、一般会計の財政調整基金は十七億二千四百万円、ふるさと振興まちづくり基金は十六億二千万円、特別会計は一億二千万円余りである。

起債の償還計画は、各計画表を基に、各年度の返済を行う。

平成十八年度予算の償還額の元利合計は、一般会計・特別会計の合計で二十五億七千七百万円の返済を予定している。

新年度の予算編成においては、経常経費についても十%削減などを具体的に指示している。



臨時会

第八回臨時会が平成十七年十一月十八日に招集され、三議案を可決しました。

○一般会計補正予算

・羽合小学校建設に係る工事請負費、図書購入費を補正。

○工事請負契約の締結

・防災行政無線施設工事で、各家庭の個別受信機、屋外拡声装置の整備。

○物品売買契約の締結

・第八消防団（泊）の消防ポンプ自動車の購入。

第九回臨時会が平成十七年十一月二十八日に招集され、三議案を可決しました。

○物品売買契約の締結

・羽合小学校の机・椅子の購入契約。

○職員の給与に関する条例の一部改正

・人事院の勧告と同じく

月例給を引き下げ。

○町長等の給与の特例に関する条例の一部改正

・十二月、一月の町長及び助役の給料を、町長十％・助役五％減額。

第十回定例会

第十回定例会が平成十七年十二月十三日に招集され、二十一日までの会期で開催されました。

提出された議題は、教育委員会委員の任命同意、

宇野財産区管理委員の選任同意、工事請負契約の

変更、公の施設に係る指定管理者の指定手続きに

関する条例制定、一般会計ほか十三会計の補正予

算が町長から提出され、

議員からは意見書三件が提出されました。

提出された議題は、全

て原案どおり可決されました。

○教育委員

米原宏枝（泊）

○宇野財産区管理委員

本田輝美（宇野）

○工事請負契約の変更

羽合漁港海岸復旧工事（十七年災）請負契約の変更

・契約金額「七千八百一萬五千元」を「六千六百九万七千七百円」に変更。

・工期「平成十八年三月二十四日」を「平成十八年三月三十日」に変更。

○公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例制定

・町が設置している施設の管理を、指定管理者に行わせる手続きの条例制定であり、どの施設の管理を委託させるかは、今後検討して決定します。



陳情審査

◇庶民増税に反対する陳情

○提出者 「軍事費を削って、暮らしと福祉、教育の充実を」国民大運動鳥取県実行委員会
※審査の結果 趣旨採択

◇安心できる介護保険制度を求める陳情

○提出者 「軍事費を削って、暮らしと福祉、教育の充実を」国民大運動鳥取県実行委員会
※審査の結果 趣旨採択

◇介護保険利用者の食費・居住費の補助制度を求める陳情

○提出者 「軍事費を削って、暮らしと福祉、教育の充実を」国民大運動鳥取県実行委員会
※審査の結果 趣旨採択

◇「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する陳情

○提出者 食とみどり、水を守る鳥取県労農市民会議他一名

※審査の結果 採択

◇WTO・FTA交渉に関する陳情

○提出者 食とみどり、水を守る鳥取県労農市民会議他一名
※審査の結果 採択

◇義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情

○提出者 「軍事費を削って、暮らしと福祉、教育の充実を」国民大運動鳥取県実行委員会
※審査の結果 採択

意見書提出

議員発議により提出された「食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書」「WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書」「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」は、全会一致で可決し、内閣総理大臣他関係の大臣に提出しました。

常任委員会

事務調査報告

総務常任委員会が、十一月十四日から十六日まで所管事務調査を実施したので、その結果を報告します。

◎調査地 愛知県西春町

愛知県東郷町

◎調査事項

①指定管理者制度の導入について

②行財政改革について

愛知県西春町

名古屋市に隣接し総面積九・九八平方キロメートルとコンパクトな町で、平成十八年三月には隣接の町と合併し北名古屋市となる。

財政基盤は非常に良く、財政力指数は一・〇六で全国六十番目、自主財源比率も六十九・六で全国平均を大きく上回っている。

町の健康、からだの健康、心の健康の三つの健康を柱に「住む人・住む町の健康は役場職員の自立から」を実践している。

公務員の世界のタブーに挑戦、グループ制と民間経営感覚を取り入れ機構改革に着手し、意識改革を実現させるため「たらい回し」「前例踏襲」「先送り」の三悪追放のため「民間だったら」どうするか・どうなるかを考えさせた。

役場はシンプルに統合され、課・係を廃止して「グループ制」を採用し、組織の横の連携を密に、仕事に合わせ職員の配置を随時し、職員の創意工夫を引き出し、政策立案能力と事務処理能力を高める。



所轄事務調査風景

管理職は専務、常務として民間の良いところを学び、効率的な自治体をめざし、自治体の経営に責任を持って参画する、目的意識を明確化している。

年功序列の廃止、能力、成績重視の昇格、昇給、窓口の整理、権限の移譲、異動の通年化により組織の活性化を図っている。

企業価値の尺度は株式への配当であるが、自治体は住民の満足度、住民サービスである。サービスの量と質が自治体の価値であり、いかに住民の満足度を最大限に上げることが、トップの手腕であり企業経営と何ら替わらない。

話を聞きながらまさに改革進行中であり、走りながら反省、そして実行していく町であり、当町が直面している諸課題の解決策の方向性を示唆してくれた。

何よりも自治体の競争、地域間の競争格差をまざ

まざと思い知らされた研修であった。

愛知県東郷町

愛知県のほぼ中央部に位置し、総面積は十八・〇三平方キロメートルである。

合併には消極的であり、現状は経費の削減と効率化を追い求めている状況にある。

徴税の比率が高く、トヨタの関連企業が多いイメージであったが、独自に育った企業が多いと説明を受けた。

指定管理者の導入に民間企業に門戸を開き、公平性・公益性、民間の技術力と経営能力を備えた組織として、東郷町施設サービス株式会社を平成十六年に設立している。

保育所の指定管理者を導入、給食センターの民営化に向け準備中である。事務事業の見直しによる経費の縮小、廃止、補助金の一律カットを行っている。



所轄事務調査風景

町の巡回バスを運行していたが、料金改定、委託料、住民ニーズ、年齢による無料化など相当苦労されていた。

今後の取組みは、集中改革プランによる行革の推進で、事務事業の整理・合理化、縮減・廃止、更なる民間委託の推進、行政評価システムの強化により事務事業評価から施策、政策の評価に取り組むことを掲げていた。

◎この視察をとおして、委員会が痛切に感じたことは、合併でもたついている間に、自治体の質に格差を生じることである。

委員会活動

行政改革調査 特別委員会 (第一回報告)

町の発足時から住民からは行政組織が分かりにくいとの指摘があり、議会からも合併の目的を達成するために、一日も早く適正な町行政が叫ばれていた。

(一)組織の整理を

①健康づくり、子育て支援と高齢者及び福祉の部門が羽合庁舎、泊庁舎に分かれているが統合されたい。

②課長、補佐級が多く配置され、誰が責任者か分かりにくい、機構改革、組織の見直しをされたい。

③住民の立場にたった適正な行政組織は五部門で統合すべきである。

五部門とは、次のとおりとされたい。

・総務課・出納財務課・健康福祉課・産業経済課・教育委員会

(二)財政の強化を

新町まちづくり計画が国の三位一体の改革などにより予測どおりに推移していない。住民への負担を強いことも考え思い切った見直しをされたい。

(三)旧町村の事業は整理すべき

合併時は旧町村の事業予算を引き継いだが平成十七年度も同様である。

一例では、水郷祭、ハワイアンフェスティバル、はわい祭、泊港祭りでの連日の花火など地域の活性化も必要であるが、湯梨浜町として何が必要かを検証し、運営の改革、

事業の整理・統合及び廃止も打ち出すべきである。
四 指定管理者制度を

これからの行政には、小さな役場で最大のサービスが求められている。民間のノウハウを取り入れ民間でできるものは民間に委託し、スリム化を図りたい。

外郭団体、補助団体の事務を役場で行っているものがあるが、自主運営に移行すべきである。

(五)補助金の整理を

補助団体の目的、活動状況、町における効果を検証し、団体の整理統合、補助金の廃止で新年度予算に臨まれたい。

◎組織の見直し、適正な職員配置、民間への委託、補助金の適正化は平成十八年度から実施し、分庁方式の解消を含め、町のあるべき姿に議員の任期中に実現するようにされたい。

教育施設利用調査特別委員会 (中間報告)

東郷小学校の統合新設により旧桜小、旧花見小は、コミュニティ施設として利用されており、旧東郷小学校は、私立の中高一貫校として平成十八年度の開校を予定されている。

羽合小学校の統合新設により東小、西小が廃校になるが、その後の活用は決定していない。

住民のアンケートでは、建物の存続、建物を取り壊し分譲地の造成、幼稚園、保育所への目的の変



湯梨浜中学校・高等学校

更など多くの意見はあるが結論はでない。

委員会ですべての施設を調査し議論を深めたところ、羽合西小学校は、保育所の統合、羽合幼稚園を、幼保一元化の施設を視野に入れ検討すべき、桜小を芸術の拠点としての構想もあるが現状では建物の維持は困難であるなどの意見が出た。

大規模地震への対策として、建物の診断、耐震構造への補強など維持管理に大きな課題もあり、施設を処分すれば国庫補助金の返還も伴うが、財政を考慮しながら計画的に建物の解体、用地の処分が適切な措置である。

特別委員会を設置

会計事務の不信感を払拭するため、会計調査特別委員会を設置しました。委員は5人で、委員長に酒井幸雄議員、副委員長に秋田和幸議員を選出しました。

町民の声

議会に、次の質問がありました。

- ①職員の退職勧奨制度は採用しないのか。
- ②職員の人件費が占める割合は。
- ③合併前旧町村の財政的余裕は。
- ④職員間の給与の正しさはどうか。
- ⑤給与・手当が増額していないか。
- ⑥時間外手当はどのように支給されるか。
- ⑦職員の採用計画はどうなっているか。
- ⑧公民館の職員は嘱託職員でよいのか。
- ⑨課の統廃合はしないのか。
- ◎行政が答ええるものと判断しましたので、役場総務課へお尋ねください。

総務常任委員会

◇十月二十一日

- ・防災行政無線施設整備事業、消防ポンプ自動車の購入について
- ・磯坪団地の裁判について



防災行政無線施設

◇十一月十四日～十一月十六日

- ・愛知県西春町、東郷町において事務調査

◇十一月十七日

- ・第八回臨時会提出議題について

◇十二月九日

- ・公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例について

◇十二月十六日

- ・第十回定例会提出議題審査・陳情審査

民生常任委員会

◇十二月十九日

- ・第十回定例会提出議題審査・陳情審査

教育産業 常任委員会

◇十月二十一日

- ・地域総合整備資金貸付について

◇十一月七日・十日

- ・燕趙園の指定管理者の申請について

◇十一月十七日

- ・第八回、第九回臨時会提出議題について

◇十二月九日

- ・羽合漁港海岸復旧工事について
- ・水道事業について



田後第2配水池

◇十二月二十日

- ・第十回定例会提出議題審査・陳情審査

議会運営委員会

◇十一月十七日

- ・第八回、第九回臨時会提出議題について
- ・第十回定例会について

◇十二月六日

- ・第十回定例会について
- ◇十二月十五日・十七日

- ・一般質問の取り扱いについて

行財政改革 調査特別委員会

◇十二月十三日

- ・第一回報告について

教育施設利用 調査特別委員会

◇十一月二十八日

- ・教育施設の利用について
- ・中間報告について

アルバム「湯梨浜町の新春」



消防団出初式（夢広場）



楽しそうに会話する新成人の皆さん（成人式、アロハホール）

編集後記

平成十八年も早いもので一カ月が過ぎてしまいました。昨年末には予期せぬ大雪にみまわれましたが皆さんお元気ですか。

六月・九月・十二月と三回の議会だよりを、現在の広報委員で発行してきましたが、読んでいただいていますか。議会終了と同時に編集にかかるとは、なかなか迅速な発行とならないのが悩みです。皆さんにとって身近な議会です。

ぜひ傍聴においでください。

議会広報調査特別委員会

委員 増井久美



議会だより編集の様子